

防府市駐車場整備連絡協議会設置要綱

平成5年3月12日制定

(名称)

第1条 本会は、防府市駐車場整備連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、駐車場整備地区における駐車施設の総合的かつ計画的な整備を図るため、関係行政機関が駐車場整備計画の策定に関して情報、意見の交換を行い、もって相互の意識を深めるとともに、駐車場整備の合理的な推進に役立てることを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 駐車場整備推進の連絡及び調整
- (2) その他駐車場整備推進について必要な事項

(組織)

第4条 協議会は委員20名以内をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 協議会は、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(委員)

第6条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が定める。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 市議会議員
- (3) 学識経験者
- (4) 民間団体の代表者
- (5) 本市の職員

(会議)

第7条 協議会の会議は、市長が召集する。

- 2 協議会の会議は、委員総数の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 市長は、議事に関し必要があると認めるときは、関係職員及び関係者を出席させることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、土木都市建設部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成5年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。